

浜松市障害福祉サービス事業者等監査要綱

第1 目的

この要綱は、市長が行う下記に掲げる監査に関する基本的事項を定めることにより、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「総合支援法」という。）第10条第1項の規定に基づく自立支援給付対象サービス等（自立支援医療並びに補装具の販売及び修理を除く。）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第1項の規定に基づく障害児通所支援、同法同条第6項の規定に基づく障害児相談支援及び同法第7条第2項の規定に基づく障害児入所支援（以下、「自立支援給付対象サービス等」という。）の質の確保、総合支援法第6条の規定に基づく自立支援給付（自立支援医療費及び補装具費を除く。）並びに児童福祉法第57条の2第1項の規定に基づく障害児通所給付費等及び同法第50条第6号の3の規定に基づく障害児入所給付費等の支給（以下「自立支援給付等」という。）の適正化並びに総合支援法第29条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設、同法第51条の14第1項の規定に基づく指定一般相談支援事業者、同法第51条の17第1項第1号の規定に基づく指定特定相談支援事業者、児童福祉法第21条の5の3第1項の規定に基づく指定障害児通所支援事業者及び指定医療機関（以下「指定障害児事業者等」という。）、同法第24条の2第1項の規定に基づく指定障害児入所施設及び指定医療機関（以下「指定障害児入所施設等」という。）並びに同法第24条の26第1項の規定に基づく指定障害児相談支援事業者の業務管理体制の整備の適正化を図ることを目的とする。

1 総合支援法第48条、第49条及び第50条の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者若しくは指定障害福祉サービス事業者であった者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者であった者（以下「指定障害福祉サービス事業者等」という。）又は指定障害者支援施設等の設置者若しくは指定障害者支援施設等の設置者であった者若しくは当該指定に係る指定障害者支援施設等の従業者であった者（以下「指定障害者支援施設等設置者等」という。）に対して行う自立支援給付に係る障害福祉サービスの内容並びに自立支援給付に係る費用の請求に関して行う監査

2 総合支援法第51条の27、第51条の28及び第51条の29の規定に基づき、指定一般相談支援事業者若しくは指定一般相談支援事業者であった者若しくは当該指定に係る一般相談支援事業所の従業者であった者（以下「指定一般相談支援事業者等」という。）又は指定特定相談支援事業者若しくは指定特定相談支援事業者であった者若しくは当該指定に係る特定相談支援事業所の従業者であった者（以下「指定特定相談支援事業者等」という。）に対して行う自立支援給付に係る相談支援の内容並びに自立支援給付に係る費用の請求に関して行う監査

3 総合支援法第51条の3及び第51条の4の規定に基づき、本市の区域のみに所在する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者（以下「指定事業者等」という。）若しくは当該指定事業者等の従業者に対して行う業務管理体制の整備に関して行う監査

4 総合支援法第51条の32及び第51条の33の規定に基づき、本市の区域のみに所在する指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者（以下「指定相談支援事業者」という。）

若しくは当該指定相談支援事業者の従業者に対して行う業務管理体制の整備に関して行う
監査

5 児童福祉法第21条の5の22、第21条の5の23及び第21条の5の24の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者若しくは指定障害児通所支援事業者であった者若しくは当該指定に係る障害児通所支援事業所の従業者であった者又は指定医療機関の設置者若しくは指定医療機関の設置者であった者若しくは当該指定に係る指定医療機関の従業者（以下「指定障害児通所支援事業者であった者等」という。）に対して行う障害児通所給付費の支給に係る障害児通所支援の内容並びに障害児通所給付費に係る費用の請求に関して行う監査

6 児童福祉法第21条の5の27及び第21条の5の28の規定に基づき、本市の区域のみに所在する指定障害児事業者等若しくは当該指定障害児事業者等の従業者に対して行う業務管理体制の整備に関して行う監査

7 児童福祉法第24条の15、第24条の16及び第24条の17の規定に基づき、指定障害児入所施設等の設置者若しくは当該指定障害児入所施設等の長その他の従業者（以下「指定障害児入所施設等設置者等」という。）である者若しくは指定障害児入所施設等設置者等であった者（以下「指定障害児入所施設等設置者等であった者等」と総称する。）に対して行う障害児入所給付費の支給に係る障害児入所支援の内容並びに障害児入所給付費に係る費用の請求に関して行う監査

8 児童福祉法第24条の19の2の規定に基づき、本市の区域のみに所在する指定障害児入所施設等の設置者若しくは当該指定障害児入所施設等の設置者の従業者に対して行う業務管理体制の整備に関して行う監査

9 児童福祉法第24条の34、第24条の35及び第24条の36の規定に基づき、指定障害児相談支援事業者、指定障害児相談支援事業者であった者若しくは当該指定に係る障害児相談支援事業所の従業者であった者（以下「指定障害児相談支援事業者であった者等」という。）に対して行う障害児通所給付費の支給に係る障害児相談支援の内容並びに障害児相談給付費に係る費用の請求に関して行う監査

10 児童福祉法第24条の39及び第24条の40の規定に基づき、本市の区域のみに所在する指定障害児相談支援事業者若しくは当該指定障害児相談支援事業者の従業者に対して行う業務管理体制の整備に関して行う監査

第2 監査方針

監査は、指定障害福祉サービス事業者等、指定障害者支援施設等設置者等、指定一般相談支援事業者等、指定特定相談支援事業者等並びに指定障害児通所支援事業者であった者等、指定障害児入所施設等設置者等であった者等及び指定障害児相談支援事業者であった者等（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）の自立支援給付対象サービス等の内容等について、総合支援法第49条、第50条、第51条の28、第51条の29、児童福祉法第21条の5の23、第21条の5の24、第24条の16、第24条の17、第24条の35及び第24条の36に定める行政上の措置に該当する内容であると認められる場合又は障害福祉サービス事業者等の業務管理体制の整備について、総合支援法第51条の4、第51条の33、児童福祉法第21条の5の28、第24条の19

の2及び第24条の40に定める行政上の措置に該当する内容であると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、又は自立支援給付等に係る費用の請求について、不正若しくは著しい不当が疑われる場合（以下「指定基準違反等」という。）において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼とする。

第3 監査対象となる障害福祉サービス事業者等の選定基準

監査は、下記に示す情報を踏まえて、指定基準違反等の確認について必要があると認める場合に行うものとする。

1 要確認情報

- (1) 通報、苦情及び相談等に基づく情報
- (2) 他市町、県又は相談支援事業者等へ寄せられる苦情
- (3) 自立支援給付等の請求データ等の分析から特異傾向を示す事業者

2 運営指導において確認した情報

総合支援法第10条、児童福祉法第24条の15及び第57条の3の2による指導を行った本市及び他市町並びに総合支援法第11条、児童福祉法第24条の15及び第57条の3の3による指導を行った都道府県が障害福祉サービス事業者等について確認した指定基準違反等。

第4 監査方法等

1 報告等

市長は、指定基準違反等の確認について必要があると認めるときは、障害福祉サービス事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該障害福祉サービス事業者等の当該指定に係るサービス事業所等に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査（以下「実地検査等」という。）を行うものとする。

(1) 都道府県知事又は他市町長による実地検査等

都道府県知事及び他市町長は、本市が指定する障害福祉サービス事業者等について実地検査を行う場合、事前に実施する旨の情報提供を本市に対し行うものとする。

なお、サービス等に関し、複数の都道府県、他市町に関係がある場合には、静岡県と協議のうえ本市が総合的な調整を行うものとする。

(2) 都道府県及び他市町は、指定基準違反等と認めるときは、文書によって本市に通知を行うものとする。なお、本市と都道府県、他市町が同時に実地検査等を行っている場合には、通知を省略することができるものとする。

(3) 本市は(2)の通知があったときは、すみやかに以下の3～5に定める措置をとるものとする。

2 監査結果の通知等

(1) 監査の結果、改善勧告にいたらない軽微な改善を要すると認められた事項については、後日文書によってその旨の通知を行うものとする。

(2) 報告書の提出

市長は、当該障害福祉サービス事業者等に対して、文書で通知した事項について、文書により報告を求めるものとする。

3 行政上の措置

市長は、指定基準違反等が認められた場合には、総合支援法第49条、第50条、第51条の4、第51条の28、第51条の29及び第51条の33に定める「勧告、命令等」、「指定の取消等」並びに児童福祉法第21条の5の23、第21条の5の24、第21条の5の28、第24条の16、第24条の17、第24条の19の2、第24条の35、第24条の36及び第24条の40に定める「勧告、命令等」、「指定の取消等」の規定に基づき行政上の措置を機動的に行うものとする。

(1) 勧告

障害福祉サービス事業者等に総合支援法第49条第1項、同条第2項、第51条の4第1項、第51条の28第1項、同条第2項若しくは第51条の33第1項又は児童福祉法第21条の5の23第1項、第21条の5の28第1項、第24条の16第1項、第24条の19の2、第24条の35第1項若しくは第24条の40第1項に定める指定基準違反等の事実が確認された場合、当該障害福祉サービス事業者等に対し、期限を定めて、文書により基準を遵守すべきことを勧告することができる。

これに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

勧告を受けた場合において当該障害福祉サービス事業者等は、期限内に文書により報告を行うものとする。

(2) 命令

障害福祉サービス事業者等が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該障害福祉サービス事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。

なお、命令をした場合には、その旨を公示しなければならない。

命令を受けた場合において、当該障害福祉サービス事業者等は、期限内に文書により報告を行うものとする。

(3) 指定の取消等

指定基準違反等の内容等が、総合支援法第50条若しくは同法第51条の29又は児童福祉法第21条の5の24、第24条の17若しくは第24条の36のいずれかに該当する場合においては、当該障害福祉サービス事業者等に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止すること（以下「指定の取消等」という。）ができる。

(4) 公示

ア 障害福祉サービス事業者等の指定の取消等を行ったときは、総合支援法第51条第4号、第51条の30第1項第3号若しくは同条第2項第3号の規定又は児童福祉法第21条の5の24第3号、第24条の18第3号若しくは第24条の37第3号に基づき、その旨を公示するとともに、各都道府県及び各政令市並びに県内各市町に対して通知する。

イ 業務管理体制の整備の命令を行ったときは、総合支援法第51条の4第4項若し

くは第 51 条の 33 第 4 項の規定又は児童福祉法第 21 条の 5 の 28 第 4 項、第 24 条の 19 の 2 若しくは第 24 条の 40 第 4 項に基づき、その旨を公示する。

4 聴聞等

監査の結果、当該障害福祉サービス事業者等が命令又は指定の取消等の処分（以下「取消処分等」という。）に該当すると認められる場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 13 条第 1 項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。

ただし、同条第 2 項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は、適用しない。

5 経済上の措置

- (1) 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設等の設置者、指定一般相談支援事業者等、指定特定相談支援事業者、指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設等の設置者若しくは指定障害児相談支援事業者に対して勧告、命令又は指定の取消等を行った場合には、自立支援給付等の全部又は一部について当該自立支援給付等に関する援護の実施者に対し、総合支援法第 8 条第 1 項、児童福祉法第 57 条の 2 第 1 項又は同条第 3 項に基づく不正利得の徴収（返還金）として徴収を行うことができる旨を通知するものとする。
- (2) 命令又は指定の取消等を行った場合には、原則として、総合支援法第 8 条第 2 項、児童福祉法第 57 条の 2 第 2 項又は同条第 4 項の規定により、当該障害福祉サービス事業者等に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に 100 分の 40 を乗じて得た額を支払うよう指導するものとする。
- (3) 市長は、返還の対象となった利用者又は扶養義務者が支払った利用者負担額に過払いが生じている場合には、援護の実施者に対し、当該障害福祉サービス事業者等から当該利用負担額を利用者又は扶養義務者に返還するよう指導するとともに、該当する利用者又は扶養義務者あてにその旨通知するよう依頼する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 7 月 19 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 6 月 28 日から施行する。